

北海道旭川方面公安委員会告示第 76 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年9月8日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 上 雄 樹

1 聴聞の期日

令和8年9月16日 午前9時00分から

2 聴聞の場所

旭川市近文町17丁目2699番地の5

北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場

「聴聞」会場